



！ 歯科健診から、つなぐ

むし歯の多発や、未治療のむし歯の放置（本数に関わらず）、重度の歯肉炎など、**口腔衛生の不適切さを虐待（ネグレクト）のサイン**として認識し、関係者と連携して支援につなぎます。

歯科医師の役割はこれ！

- 口腔衛生の不適切さを見逃さないように努める。
- 過去の健診結果、必要な治療を受けているか、日頃の様子やフォローアップの状況などを確認し、対応が必要と判断したら、**健診票の所見欄に記入**する。
- 気になる親子や虐待が疑われる場合、施設での見守り支援とともに、「要対協」事務局に情報提供・相談を行うなど、**適切な支援につなぐよう指示**する。

健診担当者の役割はこれ！

- むし歯を多発する、治療に行けない子どもに対して、受診の支援や治療の確認など、**多職種で連携してフォローアップ**を行う。
- 保育所等や学校生活で、むし歯の放置など口腔衛生の不適切さや、食べ方など口腔機能の問題を把握している場合、**歯科医師と相談**する。
- 集団生活の中で、**子どもの生きる力を育む**ための支援を行うよう、健康教育や保健指導に努める。



STOP!
児童虐待

子どもの歯と口から SOSを見逃さない

～ 歯科健診、歯科診療所から親と子への支援をつなぐ～

！ 気になる親子・虐待を疑ったときの対応

まずは市町村の窓口へ！



※1 被虐待児をはじめとする要保護児童等への適切な支援を行うために市町村が設置・運営する組織。児童福祉や子育て支援の担当課が事務局を所管する。
 ※2 児童相談所虐待対応ダイヤル「189」番にかけると、最寄りの児童相談所につながる。(通話無料)
 ※3 院内での組織的対応と関係機関との連携・協力を行う病院。あいち小児保健医療総合センターを拠点病院として、県内に14か所の中核的な病院がある。

● あなたの連絡先をご記入ください。



保健センター 子育て世代包括支援センター	「要対協」事務局	児童相談センター（児童相談所）	中核的な病院等
電話 () -	電話 () -	電話 () -	電話 () -

詳しくは、マニュアルをダウンロードしてご覧ください

歯科医療、歯科保健にかかわる人のための子どもの虐待対応マニュアル（平成24（2012）年3月）
同 追補版（令和2（2020）年3月）

<https://www.pref.aichi.jp/soshiki/kenkotaisaku/ha-ca.html>

愛知県 歯科 虐待

検索





！ 歯科診療所から、つなぐ

日常の診療で、このような口のお子さんに出会いました。
歯科医師・歯科衛生士として、未来を担う子どものために、あなたならどう行動しますか？



法律・条例

(関係記載部分を抜粋)

追補版 P.4、P.24~28



- **歯科医師**は、**要支援児童等と思われる者を把握**したときは、当該者の情報をその所在地の**市町村に提供する**よう努めなければならない。(児童福祉法 第21条の10の5/平成29(2017)年6月21日改正)
- **歯科医師**は、**児童虐待を発見しやすい立場**にあることを自覚し、**児童虐待の早期発見**に努めなければならない。(児童虐待の防止等に関する法律 第5条/平成29(2017)年6月21日改正)
- **歯科医師、歯科衛生士**は、**健康診査、診療、保健指導等の機会を通じ、虐待の予防**に努めるものとする。(愛知県子どもを虐待から守る条例 第8条2/平成26(2014)年4月1日施行)

追補版 P.5~10



かかりつけ歯科医として見守る

- 「よく受診してくれたね」「できることを一緒に考えよう」など、**親子を肯定する言葉かけ**を行い、定期的な受診を促し、スタッフと情報共有して見守る。
- **気になる親子***には、地域の**子育て支援関係者と協力**して対応する。
- 診察時の親子の様子(言葉や態度など)を、できる限り、**見た、聞いたとおりの事実をカルテに記載**する。
- **ネグレクトのリスク因子**(障害、発達・発育の遅れ、ひとり親家庭、経済的困窮など)に留意する。



歯科医師・歯科衛生士の役割はこれ！



不自然さを見逃がさない

本マニュアル P.12~23

追補版 P.5~10



- 診察時や待合室での親子の会話や態度を観察し、**気になる親子***を見逃さない。
- むし歯の多発、未治療のむし歯の放置(本数に関わらず)、重度の歯肉炎、多量の歯垢付着は、**ネグレクト(デンタルネグレクト)**が疑われる。



- 口腔内のほか、**顎・顔面、頭頸部**などの不自然な損傷は、**身体的虐待**が疑われる。



歯の外傷と口唇粘膜の挫傷

顔面殴打による口腔粘膜の挫傷・裂傷

上顎前歯部の歯肉・上唇小帯の損傷

下口唇の火傷

追補版 P.5~10



対応・施設詳細は裏面参照

子どもの安全と最善の利益を考え、ためらわない！

つなぐ

- **気になる親子**は、市町村の**保健センター**、又は**子育て世代包括支援センター**へ情報提供・相談を行う。
- 虐待(デンタルネグレクト、口腔内等の不自然な損傷など)の疑いがある場合は、市町村の**要保護児童対策地域協議会(要対協と略して呼ばれます)事務局**へ情報提供・相談・通告を行う、又は**児童相談センター(児童相談所)**へ通告する。
- 口腔内の損傷などで医療的対応の緊急度が高いと判断した場合のほか、明らかなデンタルネグレクトや、口腔機能の問題を抱え偏った食生活によって身体発育不良が著しい場合は、保護者の同意を得て、愛知県児童虐待防止医療ネットワーク事業の**中核的な病院等**と医療連携を行います。**【病院名・連絡先・連携ツールは、追補版 P.21~23 参照】**



※ 虐待には至っていないが、子育て支援が必要と思われる親子

例) 親が育児に疲れている、子育てしにくいと感じている(食事や歯みがきが困難)、子どもに関心がない、母子健康手帳に保護者の記入がほとんどない、症状の説明に矛盾がある、無断キャンセルが多い、子どもが標準よりやせている、季節外れの服装など身なりが不自然、身体や着衣の衛生が保持できていない、親に対しておびえた様子がみられる、など

「子をひどくしかる、たたく、きつい口調で命令・罵倒する」ような状態は、虐待の範ちゅうとされています。

